

## 令和7年度介護サービス情報に係る報告、調査及び情報公表計画

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、同令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」及び同令第37条の11において準用する同令第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を次のとおり定める。

令和7年6月25日

青森県知事 宮下 宗一郎

### 1 計画の基準日

令和7年1月1日

### 2 計画の期間

令和7年 月 日から令和8年3月31日まで

### 3 報告の対象となる事業者

#### （1）令和7年度において報告の対象となる事業者

別紙1「介護サービス情報の公表の対象となるサービス一覧」に掲げるサービスを提供する事業者とする。ただし、次のいずれかの要件に該当する事業者に限る。

- ① 計画の基準日において指定を受けており、かつ、計画の基準日前の1年間において介護報酬（利用者負担を含む。）の支払いを受けた額が100万円を超える事業者（公表を行う月までに廃止又は休止した事業者を除く。）
- ② 計画の基準日から令和7年12月31日までに新たに指定を受けた事業者（公表を行う月までに廃止又は休止した事業者を除く。以下「新規事業者」という。）
- ③ 休止した介護サービスを計画の基準日から令和7年12月31日までに再開した事業者
- ④ 上記①から③までのいずれにも該当しないが、任意で公表することを申し出た事業者

#### （2）（1）の事業者の名称

（1）②、③及び④により公表を行う事業者を除き、別紙2「令和7年度介護サービス情報の報告及び公表の計画」のとおりとする。

### 4 事業者の報告の内容

次に掲げる情報とするが、②については、新規事業者に報告を求めないものとする。

- ① 基本情報（事業所の名称、所在地、従業員に関する情報、提供する介護サービスの内容等）介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる項目に関する情報
- ② 運営情報（利用者の権利擁護等の取組、提供サービスの質の確保のための取組、相談、苦情等の対応のための取組等）  
省令別表第2に掲げる項目に関する情報
- ③ 都道府県独自項目情報  
青森県介護サービス事業所認証評価制度による県の認証の有無

## 5 公表の対象となる事業者

3 の事業者及び令和 7 年度に公表済みである事業者

## 6 事業者ごとの報告及び公表を行う月

別紙 2 「令和 7 年度介護サービス情報の公表に伴う報告計画及び情報公表計画」のとおり。  
なお、3（1）②、③及び④により公表を行う事業者については、別に定める。

## 7 事業者の報告の方法

### （1）インターネットによる方法

青森県指定情報公表センター（以下「情報公表センター」）から対象事業者に報告依頼を行い、事業者は厚生労働省が設置する公表用システムサーバー（以下「サーバー」という。）を利用し直接入力する。

### （2）インターネット以外による方法

情報公表センターから対象事業者に報告依頼を行い、事業者は紙又は電子媒体等で情報公表センターへ提出し、提出を受けた情報公表センターがサーバーに入力する。

提出先 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（情報公表センター）

住 所：〒030-0822 青森県青森市中央三丁目 20-30 県民福祉プラザ 2 階

TEL：017-723-1391

FAX：017-723-1394

### （3）事業者の報告の受理開始及び提出期限

受理開始は報告月の 1 日とし、提出期限日は、報告月の末日までとする。

## 8 調査

### （1）調査の対象となる事業者

自ら調査を希望する事業者とする。

### （2）事業者ごとの調査を行う月

希望の状況を踏まえ別に定める。

### （3）調査を行う指定調査機関の名称

社会福祉法人青森県社会福祉協議会